

〔 利 用 上 の 注 意 〕

1 本調査を利用する場合の留意点

- (1) 本調査は固定されたサンプルを対象に実施する等、通常の統計調査とはその性格が異なる。また、結果は回答が得られた企業の回答を単純に集計したものであり、必ずしも我が国の企業全体を表すものではない。
- (2) 調査票全般の記入が得られず、調査事項によって集計社数が異なる場合がある。例えば「モデル所定内賃金」の場合、30歳、35歳、40歳等の年齢によって、集計社数は異なる。
- (3) 回答企業の事情により、労働組合員等、労働者の一部のみを対象とした回答が含まれる場合がある。
- (4) また、所定の期日（平成26年6月末日など）ではない期日における回答が含まれる場合がある。
- (5) モデル所定内賃金、実在者平均所定内賃金、モデル一時金（集計表第10表、第11表及び第12表）の年齢は、平成26年4月1日現在の年齢である。
- (6) 必ずしも前回調査と同様の調査を行っているものではないため、時系列の経過をみる場合には注意が必要である。
- (7) 今回調査した「特殊勤務手当」の前回調査は平成21年調査、「通勤手当」の前回調査は平成23年調査である。

2 表中の符号等の用法

「－」……………回答が得られていないもの

「0.0」又は「0.00」… 0<当該数値<0.05 又は 0.005 であったもの

「*」……………回答企業が1社である調査事項

3 その他

- (1) 産業分類は独自に区分したものであり、日本標準産業分類とは必ずしも一致しない。
- (2) 産業分類の「その他の産業」には宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業等が含まれる。
- (3) 集計表第10表、第11表及び第12表において、「事務・技術労働者」と「生産労働者」の区分が困難であると回答した企業については、「事務・技術労働者」として集計した。
- (4) 本文中の表などにおける構成比については、四捨五入の関係で内訳の和が合計の数値と一致しない場合がある。

- (5) 「調査結果の概要」(6 頁～19 頁) では、項目の見出しごとに、21 頁以降の集計表のうち該当する集計表の表番号を【集計表第○表】と表記している。また、本文中の表は、(表○) と表記している。